

指定難病と診断された皆さんへ

2024年4月から、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」の申請受付が始まります。交付には、下記の申請手続が必要です。

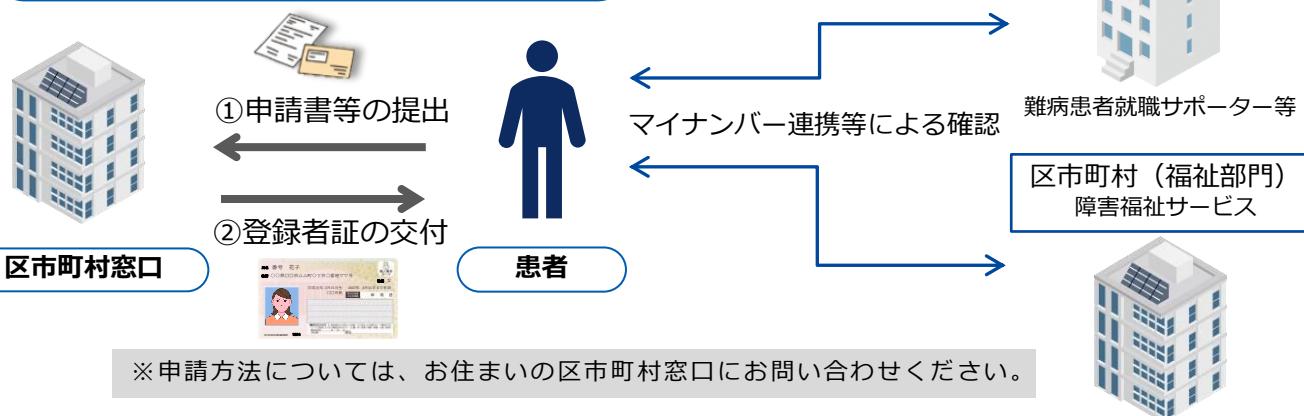
※ 登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。

(医療費助成の対象とならない方にも交付されます)

ハローワーク等

登録者証の交付手続と活用方法



①申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（例えば、臨床調査個人票、非認定通知書（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、又は特定医療費（指定難病）受給者証）が必要となります。

②登録者証の交付

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて書面による交付も可能です。

※登録者証の交付の開始時期は、マイナンバー情報連携、書面ともに登録者証の交付に必要なシステムの改修が完了する令和6年秋頃からを予定しております。

③各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを持ち出すことで、指定難病患者であることを証明できます。

書面交付の登録者証をお持ちの方は、登録者証を提示して証明することも可能です。

※利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

難病に関する情報

指定難病に関する情報については、

「難病情報センター」の
ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>



お問合せ先

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課
難病認定担当 電話：03-5320-4004

東京都

登録者証

検索